



鳥取県公報

平成 28 年 4 月 22 日 (金)
号外第 4 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (6) (福利厚生課) 2

訓 令

鳥取県訓令第 6 号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 4 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第 2 条第 2 項に規定する本庁（<u>同規則第 6 条の表第 3 欄に掲げる</u>東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、砂丘事務所、消費生活センター、<u>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館及び農業大学校（以下「特定機関」という。）</u>を除く。）、鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第 2 条第 1 項の規定により設置された局及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 地方機関等 地方機関、<u>特定機関</u>及び鳥取県会計管理者組織規則第 2 条第 2 項の規定により設置された工事検査事務所をいう。</p> <p>(5) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第 2 条第 2 項に規定する本庁（<u>総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター及び農林水産部農業大学校を除く。</u>）、鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第 2 条第 1 項の規定により設置された局及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 地方機関等 地方機関、<u>総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校</u>及び鳥取県会計管理者組織規則第 2 条第 2 項の規定により設置された工事検査事務所をいう。</p> <p>(5) 略</p>

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 22 日から施行し、改正後の鳥取県職員安全衛生管理規程の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。